

第 1 1 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 (金) 午前 1 0 時 2 7 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 9 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	欠	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫
	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	竹田 了久
	副主査	花房 弘治
	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	副主査	橋本 聡実

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 - (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 1 ページ 3 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 4.8 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。適格法人の要件を満たすこと，取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約 1.4 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

2 ページ 5 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 3.5 ヘクタール耕作しており，うち畑地約 4.7 アールは非耕作地と記載されていますが，畑地について調査したところ，東区久々井の山すそに位置しイノシシ被害により休耕中でしたが，今後は畑地として再度作付けする計画で保全管理を継続しており，作業中の状況は現地を確認しています。よって，取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

6 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 4.8 アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

7 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 1.6 アール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，許可後農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

8 番，増反による所有権移転です。受人は現在，約 1 ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから，許可要件を全て満たしていると考えます。

9番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約40アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

10番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約73アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

11番, 借入地の取得による所有権移転です。受人は現在, 約50アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

12番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約1.1ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから, 許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん, ご報告願います。

岡崎推進委員 3番から12番の10件について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん, 何かご意見がありますか。

奥田委員 3番に誓約書がついていますが, 現況がどういうことなのか説明してください。

佐藤農地担当課長 議案では田と畑地に分かれており, 全体で1,995㎡の農地の内943㎡は平成23年から一時転用許可を受けて駐車場として使用していたところですが, 事業者がいなくなり, そのままになっている状況のため, 今回の申請で耕作可能かを推進委員さんと協議させていただき, 現地を確認し, これくらいなら耕作できるかどうかということになり, 申請地として残しています。今後も畑地として使うということでしたので, 農地利用の確認のために誓約書を付けさせてもらっています。

奥田委員 XXXXXXXXXXはこのあともやっていけると見通しがあるということでしょうか。

佐藤農地担当課長 そうです。推進委員さんとそのような話をさせていただいています。

議長 それでは申請等（１）は１番から１２番の１２件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。

議長 それでは申請等（１）は１番から１２番の１２件を許可と決定します。

議長 次に、申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

橋本副主査 ３ページ１番、令和２年１０月３０日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり
が１０ヘクタール以上の１種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。

申請人は現在、東区福治の持ち家に夫婦２人で居住していますが、砂川の改修工事により土地建物の収用を受けることになったため、現居住地の近隣で引き続き耕作がしやすい自己所有の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

１種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で代替地もなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。
引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（２）は１番の１件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（２）は１番の１件を許可と決定します。

議長 次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査 ４ページ１番、平成３０年１２月４日付で農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり
が１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場の管理通路です。

受人は現在、中区藤崎で運送業を営んでおり、申請地西側の農地の転用許可を得て駐車場として造成工事中です。当初は、本申請も含めて露天駐車場として利用する予定でしたが、東側隣地との境界を確定の際に、相手所有者から了解を得られず、隣地境界を６０ｃｍ控えて計画を進めざるを得なかったものですが、耕作も困難な長狭地であり、農地としての管理も難しいことから、隣接する申請地を受人が取得して、露天駐車場の

管理通路として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

受人は現在、中区倉田で運送業を営んでおり、令和元年11月27日付で転用許可を受け、中区倉田地内に露天駐車場を新設しましたが、それでも駐車場が不足していることや、現在利用している中区神下の露天駐車場を売却する予定もあることから、本社及び既存駐車場から近い申請地を所有権移転して、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、大型トラック34台、トレーラー11台、普通車9台を駐車する計画で相当の面積を確保する必要があることから、妥当な面積であると思われます。また被害防除計画等その他の一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和元年5月30日付で農振除外済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天駐車場として一時転用中です。

受人は現在、中区倉富で運送業を営んでいますが、事業拡大により増大した車両の駐車場が不足したため、本社からも近く現在利用している露天駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定して、引き続き露天駐車場として利用するものです。

中区協議会では、2点の意見があり、1点目、幹線水路との境界沿いに設置されているフェンスの高さが不十分であることと、申請地と水路の境界にトラックの後部が越境することのないよう新たにフェンスを設置すべきとの意見がありましたが、これについては、譲受人に対し、協議会での意見を伝えております。

2点目に申請地内の水路泥揚場に緑地が設置されており、官地の利用について、問題ないかとの意見がありましたが、水路の管理者である中区農林水産振興課へ連絡を行っており、確認を依頼しているところで、この2点の意見を譲受人、担当部局に伝えることを条件で許可意見となっております。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長

中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から3番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

橋本副主査 4ページ4番、平成30年12月4日付農振除外済で現在一時転用中の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、東区光津で自動車修理工場を自営していますが、顧客の増加とともに車両置き場が不足したため平成29年12月7日付で農地法第5条一時転用許可を受けて使用していますが、許可期間が満了となり引き続き露天駐車場としての利用を継続するため永久転用しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続しており申請地が事業所から300メートル以内のため例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場兼露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、赤磐市町苧田地内で土木工事業を営んでいますが、東区内での工事が多く現在一時的に借りている東区竹原の資材置場の所有者から移転を要望されたため、代替地を探していたところ、提携業者の本社に近く、現在借りている資材置場に隣接しており、県道に面していて業務上効率よく利用できる申請地を露天資材置場兼露天駐車場に転用しようとするものです。なお、現在借りている資材置場は土地所有者に返却します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和2年10月30日付で農振除外済の案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は農家住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区福治の持ち家に夫婦2人で居住していますが、砂川の改修工事により土地建物の収用を受けることになったため、現居住地の近隣で引き続き耕作がしやすい申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 4番から6番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 6番はなぜ備前県民局長が譲り渡し人になっているのか教えてください。事由の詳細には[]さんに譲っていただけることになったとありますが。

佐藤農地担当課長 砂川の改修計画については県との三者契約をとっているようです。県や国の取得については農地法上の許可は不要となっています。ということで直接元の地主さんから譲り受ける例が今までは多かったです。今回の砂川改修は国や県が取得している例もあります。契約の関係でこのような方になります。

奥田委員 その方法によって何かメリットはあるのでしょうか。税法上のこととか。

佐藤農地担当課長 それもあるとは思いますが、基本的には事務の取扱いの違いだと思います。

議長 それでは申請等(3)は1番から6番の6件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(3)は1番から6番の6件を許可と決定します。

なお、2番については転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、12月18日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 中区分は5ページ1番の1件、東区分は6ページ1番の1件で、いずれも農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。いずれも財団から耕作者への所有権移転です。

計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、各地区協議会では原案通り決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(4)の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり

決定とします。

次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 7ページ1番から8ページ3番までの3件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は賃借権および所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。

各地区協議会では、受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出については、1番から3番の3件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告（１）農地法第４条第１項第８号の転用届については、9ページ1番から3番の3件です。転用目的は共同住宅が1件、長屋住宅が1件、住宅用地が1件で専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の転用届については、10ページ1番から7番の7件です。転用目的は露天駐車場3件、敷地拡張1件、露天資材置場・露天駐車場1件、アパート1件、分譲住宅地1件で専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、11ページ1番から13ページ7番までの7件です。解約理由は、すべて耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、14ページ1番と2番の2件です。内容は、いずれも農業用倉庫です。

報告（５）農地改良届については、15ページ1番と2番の2件です。内容は普通野菜畑・果樹園が1件、育苗ハウス（いちご）が1件です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて、委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時27分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員